

山口県報

令和4年
11月29日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課).....
- 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課).....
- 告示
水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制(環境政策課).....
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定(環境政策課).....
- 保安林の指定(美祢市)(森林整備課).....
- 公告
公共測量の実施(監理課).....
- 公共測量の実施の終了(監理課).....
- 雑報
県報の正誤(令和四年九月十六日山口県報).....
- 県報の正誤(令和四年十月十一日山口県条例第三十二号).....



山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十六号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

5 契約書又は工事請負変更契約書(以下「契約書等」という。)については、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成をもつて、当該契約書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書等とみなす。

6 前項の規定により契約書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行わなければならない。

附則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十七号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「同条第四項において」を「以下」に改める。

第二百二十九条に次の二項を加える。

3 契約書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

4 前項の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行わなければならない。

附則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。



山口県告示第三百五十四号

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

令和四年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 適用する地域に関する部分中「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。)第五条第一項」を「法第四条の二第一項」に、「区域の」を「地域の」に改める。
- 三の表一の項中「特別措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)」に改める。

山口県告示第三百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和四年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
 - 下松市大字東豊井字宮ノ洲浜七六三の一の一部、七六六の三九の一部及び七九四の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
 - 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保

安林を次のように指定する。

令和四年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
 - 美祢市豊田前町麻生下字木屋ヶ浴一〇四七九の二、字山ノ奥一〇四八七の一〇、一〇四八七の一、一〇四八七の二、一〇四八七の一五、一〇四八七の一六、一〇四八七の四一、一〇七八六、一二三〇、字尻高一〇四九六、字福井ヶ埜一〇四九七、字大河内一二二七
 - 二 指定の目的
 - 水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (一九九) 公共測量の実施
 - 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。



令和四年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
 - 公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市

三 作業の期間

令和四年十月二十一日から令和五年二月二十八日まで

(二〇〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(車載写真レーザ測量)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、光市、長門市、周南市、山陽小野田市及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

令和四年五月十六日から同年十月三十一日まで



正 誤

令和四年九月十六日山口県報

ページ	段	誤	正
六	下	山口県公安委員会規則第五号	山口県公安委員会規則第六号

正 誤

令和四年十月十一日山口県条例第三十二号(地方公務員法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整備等に関する条例)

ページ	行	誤	正
三〇	一一	第二十三項まで	第二十三項

令和四年十一月二十九日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁